

求める教員像および教員組織の編制方針

福岡大学は、「建学の精神」に基づき「教育研究の理念」を実現するため、大学として求める教員像と教員組織の編制方針を次のとおり定める。

(求める教員像)

1. 人材育成に対する強い使命感・責任感、優れた教育研究能力を有し、大学の発展に寄与できる者。
2. 「建学の精神」「教育研究の理念」および「アドミッション・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」の三つのポリシーの下に、教育研究活動を実践できる者。
3. 学部・研究科等において、各自の専門性を生かした教育研究活動を実践できる者。
4. 教育研究活動の成果を広く社会に還元することにより社会の発展に寄与できる者。
5. 「学校法人福岡大学行動憲章及び行動指針」の下、高い倫理観をもって、その職務・役割を誠実に遂行できる者。

(教員組織の編制方針)

1. 教員組織

- ・ 関係法令の定める基準を充たすことはもとより、学部・研究科等の特色に応じて、教育研究上必要な教員組織を編制する。その際、教員の年齢構成、男女比、国際性（外国人比率）に配慮する。
- ・ 教育研究に係る責任の所在を明確にし、教員の適切な役割分担の下で組織的な連携体制を確保する。

2. 教員の人事

- ・ 教員の募集・採用・昇格等は、大学および学部・研究科等が定める明文化された基準と手続に従い、透明性を確保しつつ公正かつ適正に行う。その際、教育研究能力、教育研究業績、学界・社会における活動実績等を考慮する。
- ・ 教員の募集・採用にあたっては、可能な限り多様性に配慮し、広く国内外に人材を求める。

3. 教員の資質向上

- ・ 組織的にファカルティ・ディベロップメント（FD）活動に取り組み、教員の資質向上を図る。

※上記のほか、学部・研究科（法科大学院含む）においては、学部・研究科単位の「求める教員像および教員組織の編制方針」を別途定める。